

協働事業の促進について (意見交換)

第7回 静岡市市民活動促進協議会

意見交換の背景①

- 次期(第10期)市民活動促進協議会(R7.7月～R9.6月)の協議内容を検討しています。
- 令和8年度末に折り返しを迎える「市民活動促進基本計画」の中間評価のほか、「協働事業の促進」をテーマとしてはどうかと考えています。

意見交換の背景②

- 市民活動促進基本計画のなかで、「多様な主体の相互理解や協働の促進」が施策の柱4「つながる・変わる」に掲げられています。
- また、「社会全体の力による共創のまちづくり」のため、市と市民（または市民活動団体）がうまくつながるための取組を進めていきたいと考えています。
- 一方、「協働」という言葉は抽象的であったり、様々な意味で用いられるケースがあるため、議題とするには十分な整理が必要です。
- そのため、本日は「(市と市民との)協働事業の促進」に関して、今期の委員の皆さんとざくばらんに意見交換し、今後のテーマ検討の参考としたいと考えています。

1 静岡市における「協働」の定義

条例や運用上の定義を紹介するとともに、広く定義していることによって、論点が定まりにくくなっている現状を説明します。

2 「協働事業の促進」事例の紹介

市の「協働パイロット事業」の実績から、協働がうまくいった事例における、市及び市民活動団体それぞれの動きを振り返ります。

3 意見交換

「協働事業の促進」をテーマに、幅広に意見交換をお願いします

条例での定義

●静岡市自治基本条例(抜粋)

(市民主体のまちづくり)

第4条 まちづくりの主体である市民は、自主的に、又は市と協働して、静岡市の現在及び未来に責任を負うことができるまちづくりを行うものとする。

(市民と協働して行う市政運営)

第11条 市は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の参画を 促進し、市民と協働して市政運営を行わなければならない。

条例での定義

●静岡市市民活動の促進に関する条例(抜粋) (協働事業)

第6条 市民及び市は、市民活動のより効果的な促進を図るため、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う事業(以下「協働事業」という。)の創出に努めなければならない。

2 市は、市の事業のうち市民の知識を生かし、又は市民が参画することにより効果的に実施することができるものを協働事業として実施するよう努めなければならない。

政策上の位置づけ

●第4次静岡市総合計画(2023～2030)

第8章 市政運営の基本認識

1 人とつながる

多様化・複雑化する地域課題の解決のためには、まちづくりに関わる多様な主体がそれぞれの役割を認識し、相互につながり、協働していくことが不可欠です。そこで、市民、団体、企業、周辺自治体等との連携を図るための仕組みづくりや、ともにまちづくりを進めるシチズンシップに富んだ人材の育成に取り組みます。

●施政方針（静岡市市議会 令和7年2月定例会における市長表明）

「共創による取組の推進」

社会が大きな変革期にある中、多様かつ複雑な社会課題の解決や新たな価値・魅力を創造するためには、「社会の大きな力」と「世界の大きな知」がうまくつながるよう、市がそれを下支えし、伴走する「共創」の取組が必要不可欠です。

平成17年3月に静岡市が作成(平成23年3月改訂)した、「**協働事業を目指すNPOと行政のための協働事業推進マニュアル**」には、このようなことが書かれています(抜粋・要約)



- (これまでの)「公共サービスは全て行政が提供すべきである」という見方を変えて、「誰がやればうまくいくか」という考えに立つこと
- (NPOとの)協働は事業の進め方の一つの手法であり、事業を行政単独で実施するよりも、市民との協働のもとで実施した方がより効果的・効率的である(NPOの長所を生かせるかどうか)という時にこそ有効な手法
- 協働の手法として、「委託」や「補助・助成」、「共催・実行委員会」「後援」「施設の優先予約」「広報協力」など様々な形態を想定

「市と市民活動団体との協働」といった場合に、静岡市では、形態や手法に関わらず、社会的な課題を解決するための取組を、最も効果的に行うことができるやり方で、市と市民活動団体がそれぞれ役割分担しながら行うことと、幅広く定義している。

➡ 「市民協働を推進する」ための取組の検討を行うにあたり、論点が定まりにくい

好事例から考える

【事例】定時制高校居場所カフェ事業（NPO法人しずおか共育ネット）

進路や学校生活の悩みを日常的に相談できる居場所
「きゃりこみゅカフェ」を静岡県立静岡中央高等学校と
連携して平成29年9月より運営。



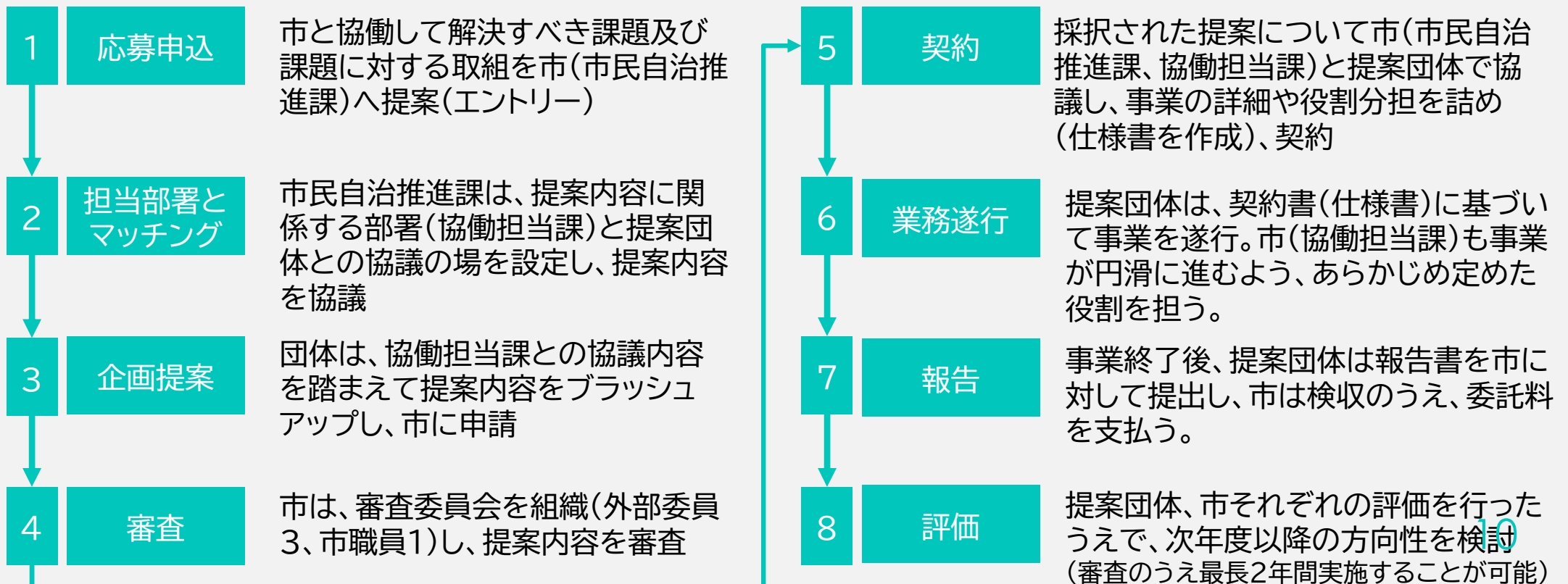
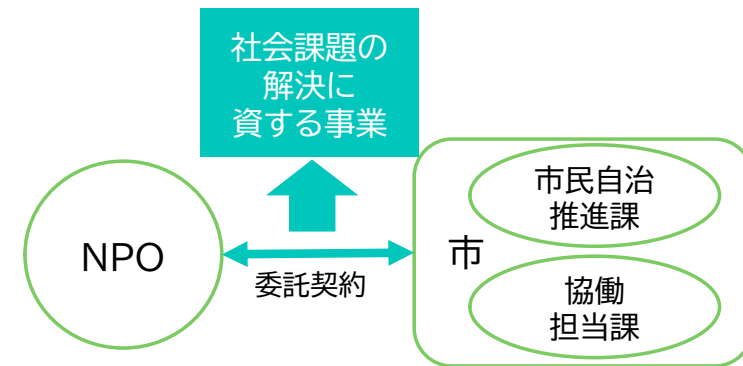
団体webページ

→最初の2年間、市の制度（協働パイロット事業）を
活用し、その後本格な実施となった例

協働パイロット事業とは

目的 市民活動団体と市で役割を分担し、社会的課題に取り組む「協働事業」を創出する

概要 社会的課題を解決するための事業について市民活動団体から市に対して提案を行い、審査会により採否を検討し、採択された事業は業務委託という形で、市の事業として実施される



協働パイロット事業とは

募集内容	R7提案募集中 (1)採用事業数:予算の範囲内(採用事業数に制限はない。) (2)1事業当たり事業額(委託金額):予算の範囲内で一事業あたりの事業費の上限なし。(R7年度予算額 300万円 ※予定) (3)テーマ:「課題テーマ」(各課等から提案された協働アイデア) 「自由テーマ」分野を問わず、社会的課題の解決のための事業
応募資格	静岡市内に事務所のある団体で特定非営利活動法人及び市民活動を行っている非営利の団体。法人格の有無は問わないが、5名以上で構成し、団体規約等を備え、事業や経理を適正に行うことができる等の条件を満たす団体とする。
評価の視点	事業の目的や内容が広く市民に理解されると認められる企画提案であって、次のような視点により高い評価を受けた企画提案を行った団体を選定する。 (1)市民ニーズや社会的課題の解決に資する事業 (2)協働にふさわしい事業 (3)先駆性、創造性が認められる事業 (4)実行性が認められる事業 (5)予算の見積りが適正な事業 (6)本格実施(継続実施)への発展性が見込める事業

協働パイロット事業

(当時の実施報告書から抜粋)

事業名称 定時制高校生のための生き抜く力を育む事業

実施年度 平成29年度～平成30年度

目的 定時制高校生に対し、多様な「人とのつながりの場」と「社会的経験の機会」を提供する事業を実施することで、対人関係の構築支援及び就業支援を図り、自立して生きていくことができる生徒の育成に寄与する。

提案団体 NPO法人しずおか共育ネット

協働担当課 子ども未来局 青少年育成課

概要 定時制高校(静岡中央高校)において、生徒が気軽に集まることができる居場所づくり事業や、個別カウンセリングを実施し、人とのつながりの場を設ける。また、定時制高校の生徒に特化したインターンシップ受入企業の開拓を図る事業。



協働パイロット事業

年度	経緯
平成28年度	NPOから市(青少年育成課)へ企画提案の相談
平成29年度	協働パイロット事業へ応募、採択(1年目) 市委託事業として実施
平成30年度	協働パイロット事業へ継続応募、採択(2年目) 市委託事業として実施
令和元年度	フードバンク等の食料支援や県社協の助成を受けながら NPOの自主事業として実施
令和2年度	
令和3年度～	静岡県からの委託事業として実施

市の動き

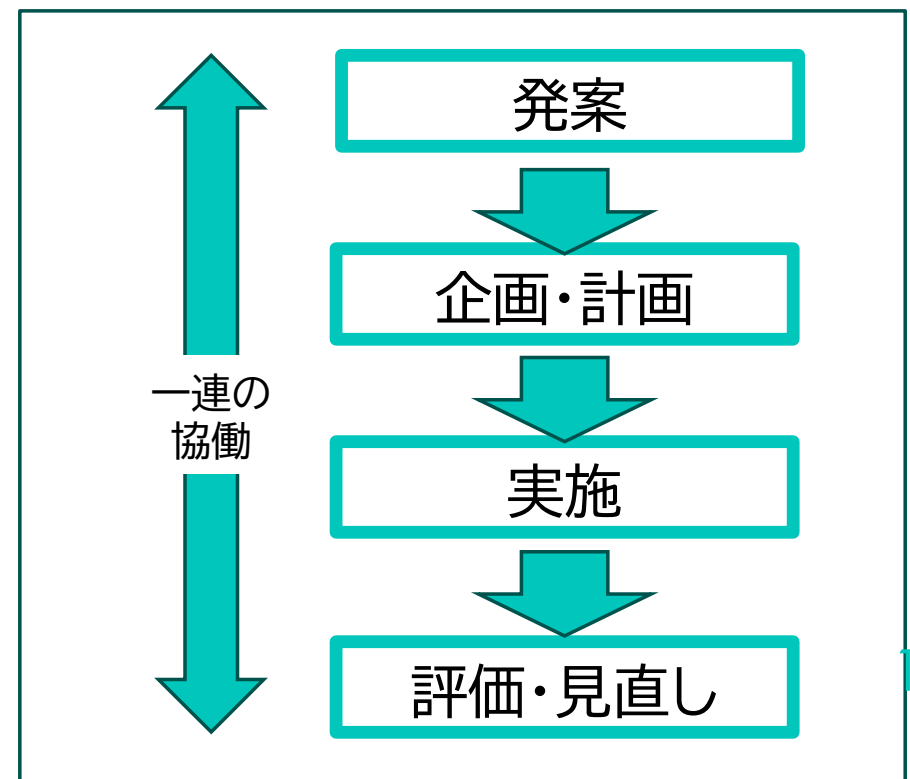
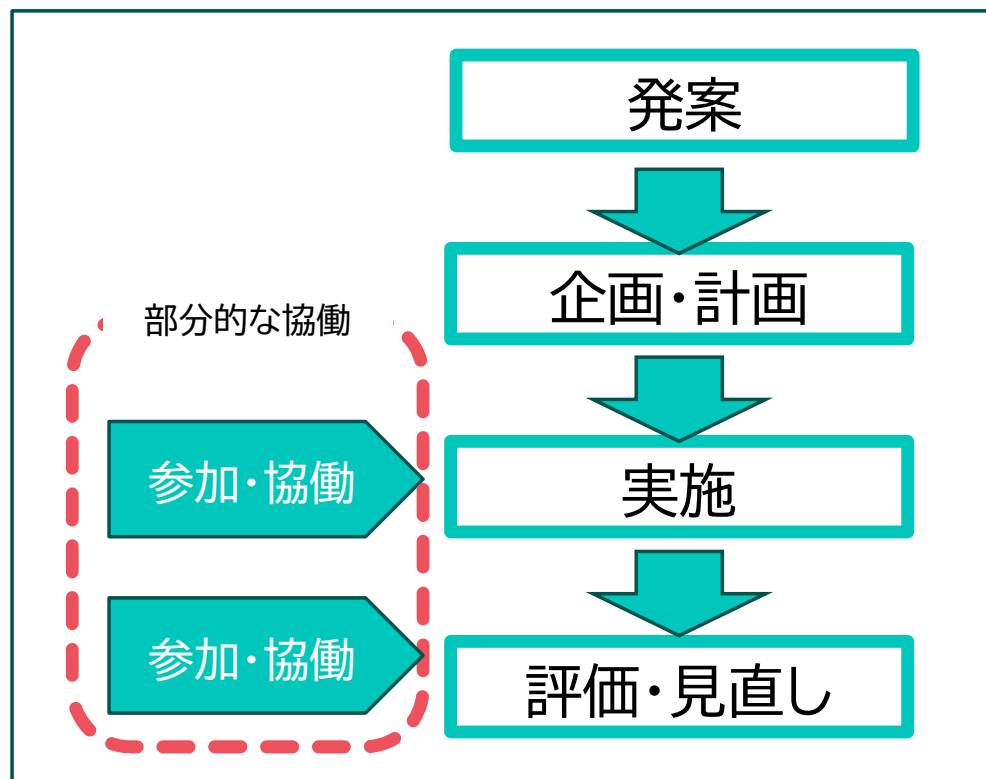
高校生年代への支援という、当時比較的施策の薄かった分野に関して提案内容を前向きに受け止めるとともに、高校への説明等、役割に応じた協力を行った。

NPOの動き

制度(協働パイロット事業)終了後も、独自で継続する道を模索するとともに関係機関への働きかけを続け、公の取組として本格実施に至った。

どの範囲での協働か

- 部分的な協働は、行政側、市民側(NPO側)双方が比較的関わりやすい一方で、全体(制度そのもの)への関与はしにくい。
- 事業の発案から評価までのすべてのプロセスに一連で協働することは、「どうあるべきか」まで関与することができる一方、行政側、市民側(NPO側)双方において、一定の調整能力が求められる。



次期市民活動促進協議会の協議テーマとして検討しているの
「協働事業の促進」に関して、幅広く意見交換をお願いします。

(例)

- 「行政と市民との協働」と聞いて、それぞれのお立場から、どのような印象をもちますか？
- 「協働事業の促進」を議論していくにあたり、こういった論点が考えられますか？
- 「協働」がうまくいくために、行政側、市民側はそれぞれどのような動きが求められるのでしょうか？